

京丹後市と明治安田生命保険相互会社との  
百才活力社会づくりに向けた包括連携協定締結式の開催について

令和3年3月12日  
京丹後市

この度、明治安田生命保険相互会社と京丹後市との間で包括連携協定を締結する運びとなりました。

つきましては、下記のとおり協定締結式を開催いたしますのでお知らせいたします。

当該包括連携協定は、包括的な連携のもと、百才活力社会づくりに向けて、市民の健康増進、産業、観光、文化、スポーツの分野において相互に協力し、地域の活性化、市民サービスの向上を図ることを目的としています。

生涯にわたる商品・サービスを提供する生命保険会社として、健康増進イベントやスポーツ、食生活といった様々な切り口から一人一人の健康づくりと向き合ってきた「明治安田生命保険相互会社」との連携を通じて、市民全員が生き活きと活躍できる社会の実現に向けた取り組みを進めて参りたいと考えています

記

【日 時】

令和3年3月15日（月） 午後2時～

【場 所】

京丹後市役所峰山庁舎2階 201会議室

【出席者】

明治安田生命保険相互会社 理事京都支社長

京丹後市長

京丹後市副市長

京丹後市教育委員会 教育長

（お問合せ先）

京丹後市役所市長公室政策企画課 石井

TEL：0772-69-0120 FAX：0772-69-0901

京丹後市と明治安田生命保険相互会社との  
百才活力社会づくりに向けた包括連携協定書（案）

京丹後市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、百才活力社会づくりに向けて、市民の健康増進、産業、観光、文化、スポーツの分野において相互に協力し、地域の活性化、住民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 健康づくりに関すること
- (2) 産業・観光・文化・スポーツの振興に関すること
- (3) その他、地域の活性化や住民サービスの向上に関すること

2 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。

3 甲と乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

4 甲と乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、その結果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1ヵ月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができるものとする。

（協定の変更）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、本協定を変更し、又は解除することができるものとする。

(確認事項)

第5条 甲及び乙は、本協定の締結が、甲が乙以外の者と連携し協力すること並びに乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

(守秘義務)

第6条 甲と乙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の非公表事項を第三者に開示、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月15日

甲 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地  
京丹後市長

乙 京都府京都市中京区烏丸通御池上ル  
二条殿町552 明治安田生命京都ビル2階  
明治安田生命保険相互会社京都支社  
理事 京都支社長

## 協定概要

### 「京丹後市と明治安田生命保険相互会社との 百才活力社会づくりに向けた包括連携協定書」

#### 1 連携事項

- (1) 健康づくりに関すること
- (2) 産業・観光・文化・スポーツの振興に関すること
- (3) その他、地域の活性化や住民サービスの向上に関すること

#### 2 具体的な連携方策（想定案）

<健康づくりに関すること>

- 本市における健康増進に関する事業、施策などについて、明治安田生命営業職員による周知活動協力（店頭での配架、チラシ配布、LINEでの情報発信など）
- 特定健診・がん検診受診率向上に向けた啓発活動の実施
- 健康増進イベントの開催・特定保健指導への協力（「血管年齢測定会」、「ベジチェック（野菜摂取量測定器）」など、測定機器の提供・運営協力）
- 「Let`s チャレンジウォーキング」への参加及び周知協力
- 健康増進セミナーの開催

<産業・観光・文化・スポーツの振興>

- 地場産品、ふるさと納税等のPR実施（社内イントラを活用したPR等）
- Jリーグウォーキングアプリを活用したウォーキングイベントの実施

<その他、地域の活性化や住民サービスの向上に関すること>

- 関連イベント等の運営へのボランティア協力

#### 3 経過

- 「地元の元気プロジェクト」の一環として、全国の拠点（府内13拠点）が所在する自治体に対して新型コロナウイルス感染症対策として寄附を実施され、本市へも今年度計57万700円の寄附を贈呈
- 明治安田生命は、全国の自治体と健康づくりを基礎とした地域活性化に係る連携体制の構築を進めており、その一環として本市との連携協定締結の運びとなった。